

令和7年度第1回白井市行政経営審議会

- 1 開催日時 令和7年4月23日（水）午後6時30分から午後8時まで
- 2 開催場所 市役所東庁舎101会議室
- 3 出席者 池田会長、宗和副会長、杉本委員、久野委員、陣内委員、村上委員
（オンライン）岩井委員
- 4 欠席者 須永委員
- 5 事務局 永井総務部長、齊藤総務課長、中村行政係長、小池主査補
- 6 傍聴者 2人
- 7 議 題
 - (1) スケジュールの見直し〔説明〕
 - (2) 基本方針・取組項目、目標数値の検討〔議論〕
 - (3) 新指針（素案）全体の構成について〔説明〕
 - (4) その他

8 議事内容

○会 長

では、次第に沿って進めてまいります。

議題1、令和7年度審議会年間予定について、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

では、今回は、7年度の第1回の会議ということなので、年間のスケジュールを、まず最初に共有させていただきたいと思います。

本日の会議の目的としましては、画面共有させていただいておりますが、審議会年間予定、あとは、主な審議事項につきましても共有をさせていただきます。

二つ目の議題として、指針の素案、これまで1年間、皆さんに議論いただいていた素案の修正案、前回の会議を踏まえたもの、4月に書面で頂いた意見も踏まえて、そちらのほうをフィードバックさせていただいた上で、検討させていただければと思います。2番の指針素案の修正案を議論、検討するために、今回、第6次総合計画の基本構想案が固まっておりますので、そちらの内容を大いに反映させていただいているような形となっておりますので、基本構想につきましても、簡単に説明のほうをさせていただきます。そのような形で今回の会議、進めさせていただきます。

では、議題の1に戻ります。行政経営審議会の年間予定というところで、資料を御覧になっていただければと思います。では、お手元の資料で、ちょっと字が小さくて見にくいかもしれませんが、一番上の最上段が、おおむねの会議開催の時期を示しております。今回が4月の末、第1回の会議になっております。今年度の審議会の主な審議事項としましては、それぞれ青い列で表記しているのですが、大きなものとして。

[オンライン音声調整]

●事務局

申し訳ございません。

改めまして、年間の予定説明をさせていただきます。最上段の赤色の部分が、年間の会議の開催予定をおおむね時期を示したものになっております。水色の列が、主な審議事項、今年度三つ予定させていただいております。一番上の丸1が、ここまでの1年間で審議いただいている行政経営指針です。これは引き続き議題のほうにさせていただきます。

二つ目として、この後、行政経営指針、8月に答申を予定しているのですが、その行政経営指針にぶら下がるような形で、実際に指針に基づいてどのようなことを具体的にやっていくか、その実施計画を今度は皆さんに審議いただくような形を予定しております。

三つ目の大きな審議事項としまして、こちらは所管が総務課ではなくて公共施設マネジメント課というところになるのですが、市内全体の公共施設に関する計画の策定の年度になっておりまして、そちらにつきましても、この審議会で審議いただきたい事項となっております。公共施設総合管理計画というものを審議いただく予定ではあるのですが、そちらについては、詳細なスケジュールは、現在、担当課のほうで調整中となっております。

ただ、おおむね第3回あたりに、まず1回目の議題としてさせていただくような形を予定しております。第3回から第8回のいずれかで、議題として複数回、この会議にかけるような形で予定しております。

年間のスケジュールとしては、そのような形になっているのですが、今日の議題になっております行政経営指針につきましても、もう既に4月、5月と2回、会議のほうを具体的な日時を予定させていただいております。次の会議が5月29日になるのですが、そこで素案のほう、決定という形にさせていただければと考えております。

この後、詳しい内容を説明しますが、数値目標とって、数値的な目標を定めるところがあるのですが、今回具体的な数値については、御提示させていただいておりません。次回の会議で考え等を整理させていただいた上で皆様に御提示したいと考えております。そこで決定いただいた素案を庁内の会議に付議した上で、あとは市民意見を公募、パブリックコメントを行った上で、その意見も反映させつつ、最終的に8月に、皆様のほうに正式な案として答申いただくという形で予定しておりますので、よろしくお願いたします。おおむね、そのような形で予定しております。

行政経営実施計画につきましても、このスケジュールでは、大体8月の第3回から議題として上げさせていこうと考えているのですが、一つ、取組項目、実際にどういった形でどういったものに取り組んでいくかというところで、庁内の各課から取組項目を

挙げていただくのと併せて、審議会の委員の皆様からも御提案いただくようなものがあれば、頂きたいというふうを考えておりますので、そちらについても、これは書面で、皆様からアイデア等を含めて、頂く期間というのを設けさせていただければと考えておりますので、よろしくお願いします。

あとは、若干考慮すべき事項として、下段のほうに載せているのですが、今回、第6次総合計画の基本構想の案が固まりましたという御説明をしました。この基本構想につきましては、現段階で、あくまで案という形になります。実際に正式に決まるのは、議会に諮った上で議決をいただくような形になります。それを予定しているのが6月の議会になっておりまして、大体7月の頭頃に正式な案として固まるような形になります。その後行政経営指針のほうも正式な案として決定するというような流れで考えておりますので、よろしくお願いします。

計画、年間予定につきましては、以上となります。御質問等あれば、よろしくお願いします。

○会 長

何か質問ございますでしょうか。

こんなものでしょうね。

特になければ、議題2、今日のメインのほうに入っていきたいと思います。よろしいでしょうか。

議題2です。第2次行政経営指針（素案）の検討についてですが、まずは事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

そうしましたら素案の検討に入る前に、総合計画がどのようなものになっているのか、簡潔に御説明させていただきたいと思っています。今の時点で、案がどのようなものになっているか、どのような内容になっているか、簡潔に説明させていただきたいと思っています。

参考資料、総合計画、序論、基本構想（案）となっているものを御覧になっていただければと思います。繰り返しになりますが、これについては、まだ正式なものではございません。6月議会に付議した上で、正式な決定をいただくものとなっております。今日、ポリシームとしては結構あるのですが、行政経営指針、今の時点で内容に大きく関連してくる箇所を簡潔に説明させていただきたいと思っています。

では、開いていただいて3ページを御覧ください。

まず、総合計画の役割について御説明したいと思います。総合計画につきましては、こちらでも会議の中で何回か説明はしてきたのですが、白井市の行政運営を総合的かつ計画的に推進していくための最上位に位置する計画です。行政の各分野において様々な個別計画をこの総合計画に沿って策定し、推進していくというような体系になっているのですが、この行政経営指針につきましても、個別の分野の個別の計画になって

おります。

続きまして、4ページお開きください。参考資料の4ページ。

総合計画の構成と期間になります。総合計画につきましては、主に三つの大きな構成になっておりまして、基本構想、基本計画、実施計画とあって、ピラミッド型でここではイメージを表しておりますけれども、その三つによって構成されております。今回、資料として御提示しているものが、一番上の基本構想です。市が目指す将来像や、その実現に向けた基本的な施策の方針など、まちづくりの指針を定めているものになります。

その下に、ピラミッドの2段目、3段目になってくるのですが、その下に基本計画、実施計画とあって、徐々に個別具体的な計画になっているというふうなつくりになっております。

総合計画の期間につきましては、下の図にもあるとおり、令和8年度から令和17年度の10年間で総合計画の期間になっておりまして、一番上の基本構想自体は、10年間を通した構想になっております。個別具体的な部分となります基本計画と実施計画につきましては、それぞれ5年ごとの計画というふうなつくりになっております。これに合わせて行政経営指針も、10年間の計画期間に、案ではさせていただいているところです。

では、続きまして、ここから基本構想の具体的な中身のほうに入っていきたいと思えます。21ページ、20ページ、御覧ください。

20ページからが現段階の基本構想（案）として議会に付議するもので、おおむね庁内的には決定されているものになります。3月25日に、こちらで総合計画の審議会のほうから答申いただいた内容になっております。

では、この基本構想が、今後10年間の市の将来に向けた指針になるのですが、その内容をかいつまんで御説明させていただきます。

21ページです。まず、まちづくりの基本理念なのですが、まちづくりの基本理念として、この10年間で、まちとくらし、理想を実現するためのくらしと、その基盤となるまちというものをこういうふうにしていきますというところで三つ定めております。安全なまちで、安全なくらし、健全なまちで、健康なくらし、便利なまちで、快適なくらしというところをこの総合計画の基本理念、基本の考え方として定めております。

続いて、25ページです。

「将来像」というページになります。10年後の白井市の目指すべき方向性を示すものとして、将来像というものを定めたページになっております。この将来像を定めるに当たって、いろいろと市民の方にアンケートだったり、ワークショップだったり、あとデータのなもの、白井市の現況だったり社会動向を分析した上で、今後10年間で重要になってくるテーマというものを設定して、その上でこの将来像を定めているような流れになっているのですが、キーワードとして、行政経営指針に反映させている部分として、「持続可能なまちづくりのあり方」というところ、段落として2段落目のところで、市の現状

を説明しているような部分、箇所になるのですけれども、人口が平成30年をピークに減少傾向にあります。その上で持続可能なまちづくりのあり方を模索していく必要があるというふうに、ストーリーとしては行政経営指針と同じような形になります。持続可能なまちづくりというのが大きなテーマになっております。

その上でキーワードとして「循環」「挑戦」「守り」、そういった三つのキーワードを基に、将来像として、「世代を超えた 笑顔と豊かさを 未来へつなぐまち」という将来像を今回設定しております。循環、挑戦、守りの詳細については、説明は省略させていただくのですけれども、この三つのキーワードを軸に将来像を定めているような形になっております。

続いて、26ページを開いていただいて、次のページです。

将来像が、割と抽象的な大きなものになっているのですけれども、その将来像の実現に向けたまちづくりを進める上で目指すべき方向性として、「6つの目指すまち」というものを定めております。「将来像」と「6つの目指すまち」というものも定めております。こちらにつきましても、詳細な説明は省略させていただくのですけれども、この将来像と6つの目指すまちを実現するに当たって、総合計画のほうで、「まちづくりの推進の考え方」というものを示しております。それが27ページから29ページにかけての部分になるのですけれども、ここが行政経営指針の考え方として、大いにリンクさせているところになっております。

行政経営指針の役割としては、総合計画の実現を下支えするという大きな役割がございます。この総合計画においても、まちづくりの推進の考え方につきましては、総合計画をどう実現させていくかというのを端的に示したところになっていると思います。この基本構想に定められたまちづくりの推進の考え方というものを、行政経営指針ではより具体化しているようなイメージで、あとは、ここに定められていない考え方というものを行政経営指針のほうで補完しているような役割もあるのかなというところで捉えております。

まちづくりの推進の考え方として、大きく三つ、総合計画のほうでは定めておりまして、順番に説明させていただきます。

まず、27ページの（1）です。

課題や資源の共有という考え方です。考え方としては、やはり資源には限りがあります。限りある資源の中で将来像を実現していくためには、市に関わる行政だけではなくて、様々な主体の間で課題や資源を共有して、新たな価値を創出するとともに、地域課題を解決することも求められている。そのために白井市、ここは恐らく「行政」と置き換えてもいいところではあると思うのですけれども、課題や資源を共有するために、既存のプラットフォームの活用や新たなプラットフォームをつくることにより取り組んでいきますというように、どうまちづくりを進めていくか、プラットフォームをつくった上で進めてい

きますというところを考えとして定めているようなところになります。

続いて、28ページです。

(2) 分野横断での取組。これまでの会議の議論の中でも、今行政が解決しなければいけない社会の課題というのは多様化・高度化してきて、今の行政の組織というのが縦割りだと、なかなかそれが解決に結びつかないというところも御指摘頂いたところでありま。そういった社会問題が多様化・高度化する中では、一つの部署の中では対応が難しくなっている。今までもそうだったのですけれども、より難しくなっているだろうというところで、より有効性・効率性の高い取組というものを推進するためには、課題解決に向けて関係する多様な人々が連携して取り組んでいくことが求められます。そのために白井市、これもあくまで行政の話なのですけれども、分野にとらわれず、全体で課題を共有・認識し、一体となって課題を解決する体制を構築していくというところをまちづくりの考え方の二つ目として定めております。「分野横断により複数課題を解決」です。

三つ目、多様な主体との連携・協働という考え方です。こちらもストーリーとしては同じなのですけれども、行政資源には限りがあるという問題があります。限りがある行政資源を効率的・効果的に使用していくためには、行政が持つ資源だけではなくて、「様々なまちづくりの資源」というふうにこの言葉では言っていますけれども、その資源を引き出し、育み、生かしていくことが求められます。市民・民間・地域などで、行政以外でできないことを行政が補完していく「補完性の原理」という考え方が重要になるという考え方です。

補完性の原理につきましては、もともとの行政経営指針のほうでもその考え方を重視しているところがあります。そちらについては、この後の説明にもありますが、基本方針1「市民自治のまちづくり」というところで、かなり重視しているような考え方になります。ここにも記載があるとおおり、まちづくりの主役は市民です。その課題というものは、より身近なところで解決されることが望まれます。行政の役割としては、市民や地域の取組を補完するとともに、それに関係する多様な主体が対話を重ねながら、自助・共助・公助のあり方を考え、自らの活動や支え合いを促進するような環境整備が求められる。その上で行政は、多様な主体が連携・協働できる仕組みをつくることを充実させていくというような考えを定めているところになります。

以上が総合計画です。行政経営指針に大きく関わってくるところを簡潔に説明させていただきました。

引き続き、指針の素案の修正案のほうを説明していきたいと思います。

表紙です。注釈をつけているのですけれども、今回赤字で示しているところが、前回の会議から加筆修正した部分になります。赤字プラス黄色マーカーで塗っているところが、書面で皆さんから意見を募集しましたけれども、そのときに示した資料から、またさらに修正を加えているところになります。皆さんから頂いた意見以外のところも、事務局でま

た加筆修正を加えたところになっております。

今回、コメント入りの素案になっているのですけれども、そのコメントは、これまでの会議での委員の方からの意見だったりとか、修正した理由の補足等を入れているところになります。あとは、一部、灰色・網掛けにしているところにつきましては、まだ精査・検討が必要であろうというところで、仮で置いているところになりますので、そういった意味があるというところで御覧になっていただければと思います。

では、冒頭から順番に見ていきたいと思っております。3ページ、お開きください。下に振ってあるページの3ページを御覧になってください。

4番、指針の構成・計画期間です。今回ここを大きく加筆させていただいております。数値目標と基本方針のそれぞれの役割について、修正・追記させていただいております。これは4月、〇〇委員から御意見を頂きました。この構成について、「基本方針、数値目標の順番がいいのではないですか。基本方針が全体的・包括的な内容で、その方針に基づいて取組を進める上で、目指すべき目標として数値目標があるというイメージではないですか」という御意見を頂きました。ここは、多分一般的には方針があって、その先に数値目標があるというのが、皆さんイメージしやすいところであるかとは思っておりますけれども、この数値目標と基本方針につきましては、それぞれ、ある程度独立した役割を持たせているところで、そのイメージをつかみやすいために加筆修正しているところになっております。

少し細かい説明をすると、基本方針3で、組織、職員に関する方針というのがあります。「組織力の向上」という基本方針3があるのですけれども、この数値目標で定めようとしている指標にひもづく指標というのは、前回の会議の御意見も踏まえて落としてあります。そうなってくると、そういった立てつけの上でも、基本方針の先に数値目標があるというつくりにはなっていないので、そういったところも踏まえて、それぞれ独立しているというところも含めて、この順番に、あえてしているというところになります。

それぞれの役割なのですけれども、数値目標についてはこの後、説明しますが、あくまで財政運営に絞った指標になっております。この数値を使ってどういうことをやっていくかという、市はこの数値目標を念頭に置いた上で、中長期的な視点に立った予算編成だったり、これも予算編成の話ではあるのですけれども、総合計画をはじめとした各種の施策・事業の推進や見直しなどを行っていきます。そういう役割を持たせています。これも、ちょっと後ろ向きな言い方をすると、数値目標については、予算をつくる上での枷だったり制約というようなイメージで捉えて、そういった機能・役割を持たせているようなところになります。ある程度、基本方針とは別の役割になっているというところになります。

続いて、基本方針の役割なのですけれども、こちらは、まちづくりを持続的に推進するための行政運営の規範、「行政として」、「職員として」と置き換えてもいいかもしれま

せんが、必要な理念・考え方というものを定めた部分になります。この基本方針を念頭に置いた上で、総合計画をはじめとした施策・事業の推進においてこの考え方を基に職員は、様々な行政資源の活用・配分を行います。ちょっと難しい言い方をしていますが、いろいろな事業を進める上で、この理念というものを頭に置きながら業務をやっていくというところが、端的に言うとイメージになっております。

その上で、4ページでイメージ図を示しております、それぞれ独立しているというふうな説明をしたのですが、完全に独立しているというわけではもちろんなくて、基本方針1、2につきましては、少なからず、財政面のことを考えた上で基本方針1、2というものをつくっております。財政面に影響を与える方針・取組を定めておりますので、関係としては、「基本方針に基づく取組は、数値目標の達成に寄与する」という言葉にしていますけれども、影響を与えるというところが二つの関係になっております。

構成については以上です。

続いて、6ページです。

コメントを見ていただいて。書面の意見募集で〇〇委員から御意見を頂きました。「実質単年度収支に関する説明があるのですが、いつの時点なのか分かりません」という御意見があったので、そちらの年度のほうを入れております。あとは、「財政調整基金で補うこと自体が悪いことなのかどうなのか、解釈を入れていただきたい」というところで、「貯金を取り崩すことが、どういう意味があるのか」というところの説明を入れたほうがいいのではないですか」という御意見があって、こちらはまだ反映し切れていないようなところになっております。

続いて、9ページです。

先ほど説明した数値目標の部分です。こちらも前回の会議から大きく修正したところになります。コメントを入れさせていただきましたが、前回の会議で〇〇委員のほうから、最初は組織、職員に関する数値目標を入れていたのですが、ほかの二つと比べてバランスが悪いというふうなお話もあって、そういったところで今回、数値目標においては、職員、組織に関する数値目標というものは定めないことに現時点での案ではさせていただいております。この後、具体的に、職員・組織に関する数値目標をどうするかというのをもっと具体の取組の項目のほうに置き換えているような形になっております。

〇〇委員からも御意見ありましたが、「職員の働きやすさみたいところを指標にするというのはチャレンジなので、ぜひやっていただきたい」というようなコメントもございましたので、具体的に今後取り組んでいくというようなレベルに落としているような形になっております。

その上で〇〇委員のほうから、これも書面のほうで、「現在の行政経営指針で採用している指標から、今回の行政経営指針で定めようとする指標をなぜ変えるのか。その理由について、もう少し説明を加えたほうが良い」というような御意見がありました。それにつ

いては、昨年の会議のほうで詳しく説明はさせていただいたのですが、この指針の中でも、記載のほうはある程度させていただきたいと考えております。内容については今、検討中の段階になっております。

数値目標の修正については以上です。

続いて、11ページを御覧ください。

「市民自治のまちづくり」になります。こちらはリード文のほうなのですが、先ほども説明したとおり、総合計画の基本構想の中で、まちづくりの推進の考え方が行政経営指針の中に大きく関係していきまうという御説明をいたしました。その中で、多様な主体との連携・協働という考え方がございました。そちらの中でも補完性の原理という考え方を示していたのですが、それも、ここはもともと現在の行政経営指針でも重視しているところで、「補完性の原理」というキーワードを使っております。もともとある考え方というのは同じところから来ているところなので、総合計画の案に合わせて、ある程度文章のほうを修正しております。今まで、「多様な主体」というようなキーワードはなかったのですが、「市民自治」というタイトルにはなっているのですが、考え方としては、市民の方ができるところを実施した上で、それを関係する関係者が補完していくというところが考えとしては重視しているところになりますので、「多様な主体」というところのキーワードを入れております。

あとは細かな修正になるのですが、言葉をなるべく総合計画のほうに合わせるような形で直しているようなところになります。

続いて、12ページです。

隣のページになるのですが、取組の項目1、前回、「市民参加の充実」となっていたところなのですが、「協働」という言葉を入れております。「市民参加・協働の充実」というような項目に修正しております。こちらにつきましては、取組項目の中で、青い四角の枠で囲った部分の丸1、市民参加の活性化を進めるというところがあるので、白井市市民参加条例や市民参加・協働のまちづくりプランに基づいて、市民参加の活性化を進めますというところなのですが、「市民参加・協働のまちづくりプラン」というものが、現時点で計画の期間が終わっている、計画としてはなくなっているというものになっておりますので、そちらを削除した上で、ただ、市民参加・協働の「協働」というところ、もともとこの「協働」についても重要になってくるような考え方なので、そちらを「市民参加・協働の充実」というところで反映したところになります。

協働の定義としましては、コメントにも入れてあるのですが、白井市市民参加条例の中で、連携・協働の定義をしております、市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、信頼関係を築くとともに、相互に補完し、協力していくことを連携・協働と定義しているようなところになります。ここでも「補完」というような言葉、キーワードが出てき

ましたけれども、そういった考えがありますので、「協働」という言葉を入れております。

あとは大きなところとして、13ページ、14ページについては、13ページは、これも先ほど言った多様な主体との連携・協働の部分がある程度、文章としてリンクさせている修正を加えております。

14ページのほうは、単に文章の整理です。ボリュームが大きくなってしまっているので文章を精査させていただきました。

それに伴って、15ページの上段の青い四角で囲った丸3というところになるのですが、企業誘致に関する取組を行いますというところなのですが、文章の修正に伴って、ここも若干、現状に合わせて修正を加えているというようになるところになります。

続いて、16ページです。

右側のページを見ていただいて、大きく黄色と赤にしておりますが、ここも文章を精査させていただきました。書いていることは前の案と同じなのですが、文章として精査させていただきました。

その上で、〇〇委員から御意見ございました取組項目の丸1、青枠で囲った丸1について御意見ございました。「最小の経費で最大の効果が得られるための評価というものは実現可能なのでしょうか。例えばこういうシナリオをどうしますか」というような御意見がありました。確かに、最小の経費で最大の効果というのは理想論なところがありますので。ただ、「最小の経費で最大の効果」というのは、地方自治法の、地方公共団体の責務というか、ところを引用している文言でして、ある程度は決まり文句といったところがあります。ただ、具体の取組でそれを行いますという、なかなかハードルも高くなってくるので、ここについては、より現実的な言葉に置き換えて、「費用対効果を高めるために評価を行います」というようになるところで修正させていただいております。

あとは、19ページです。19ページの黄色マーカー、赤字になっているところです。

ここは現在の指針で、もともとあった項目を継承しているところになるのですが、丸2番です。もともと現場を重視する職員を育成し、職員の現場主義を徹底しますという内容だったのですが、現場重視、現場主義と繰り返しになってしまっているところもあって。あとは、総合計画のほうで、これも「多様な主体との連携・協働」という部分で、「対話を重ねながら」というような文章がございました。そこを意識して、現場を重視するというのはどういったものなのか、内容なのかというのをより具体というイメージしやすいように、市民や地域、関係する人たちの対話を重視する職員、机の上だけではなくて、いろいろな対応を重ねた上で仕事を進めていく職員を育成するというような内容に変えております。

続いて、このページの二つ目のコメントで、〇〇委員から7回目の会議で、「多様な人材と多様な働き方の具体例を書いていたほうが、より分かりやすいと思います」というコメントを頂きました。こちらがまだ反映できていないので、次回会議までの宿題と

させていただければと思います。

最後になりますが、20ページです。

「DXの推進」というところで、前回までは、完全に仮置きのところだったのですけれども、こちらについては、内容については、ざっくりDXを進める必要性というところを文章で表しております、まちづくりを持続的に、財政資源に限られる、人もどんどん減っていく、少子高齢化で労働力人口が減っていきます。国のほうでも、行政、地方公共団体の今ある職員数のさらに半分の職員でも、自治体が担う機能を発揮できる仕組みというのが必要ではないかというような指摘が、これは極端かもしれないのですけれども、されているところもありまして。DX、業務を効率化して、少ない職員でもまちづくりを進めていくというところは今、欠かせない視点となっております。そういったところの必要性をこの文章で表しております。

ただ、業務の効率化だけではなくて、もちろんDXは、市民の方に対するDXというものもあります。市民サービスの、市民の利便性向上をまず念頭に置いて行った上で、それが業務の効率化につながっていく部分もあるということも踏まえて、行政経営指針にある三つの方針に基づく取組においても、手段、手法としてDXというものが必要で、その想定される例としてはこんなものがありますよというところで記載をさせていただいているところになります。これはちょっと曖昧なところで、あくまで主な例ということになって、想定される例ということ、割と曖昧な表現になっているところにはなるのですけれども、こちらについては、やはりデジタル技術の活用というところでお金もかかってくるような部分になってきて、あとは、それを使いこなす職員の部分も含めて実現可能性も考慮した上で、内容については、もう少し精査する必要があるかもしれないというところとなっております。あくまで例ということ、具体的に、明示的にやりますというところではないということになっております。

素案の修正、主なところについては以上となります。一度見ていただいているところから、さらに修正を加えたところも幾つかございましたので、内容について御質問、御意見等あれば、頂ければ助かります。よろしく申し上げます。

○会 長

ありがとうございました。随分バーッと説明しまして、私個人的には、結構改善されているのかなというふうに思いましたけれども。

ただいま説明があった内容について、御意見、御質問などございますでしょうか。委員の方、何かありますか。どうでしょう。

○○委員。

○委 員

お疲れさまです。

私、二つ、気になった点がありまして。まず一つは、所管外だと思いましたが、6次総

で、「今後10年間の重要なテーマ」というところで、テーマもそうですけれども、基本構想全体として、あまり「デジタル」とか「DX」という言葉がないなと思っていました。DXの推進方針が既にあるということで、そちらに委ねられているのかなと思うのですけれども、あるいはデジタルは、何らか手段だから、特にこういう基本構想みたいなところに必要じゃないのかなというところも御判断かなとは思っているものの、思ったよりデジタルの記載が少ないなというのを感じました。

一方で、今回の行政経営指針の中では、一番最後に「DXの推進」とあるので、この項目は、基本構想とリンクさせているというよりは、行政経営の基本方針としてはもちろん大事だから入れていると理解すればいいですか。

●事務局

デジタルの部分について、なぜないかというところは今、答えはないので確認をさせていただきます。前面に押し出している部分はないのですけれども、部分部分でデジタル技術の活用というところも触れられているところがあって、例えば総合計画参考資料の15ページなのですけれども、社会の動向という部分で、取組の推進においてはデジタル技術を活用する視点も必要になります。白井市ではデジタル技術を活用し云々かんぬん、DX推進指針を策定します。一応、デジタルについて触れている箇所も少なからずあるというところで。

ただ、先ほど〇〇委員がおっしゃったとおり、多分手段の部分になってくると思うので、それ自体を目的とするというのは、恐らくここでは、まちづくりという意味では避けているのかなというところが、担当の感想です。すみません。確認した上で、後日フィードバックさせていただきます。

○委員

ありがとうございます。

また別の観点で、これも6次総で、34ページにEBPMのことが書かれていまして、リンクさせるとすると、行政経営指針の19ページのところで、3の「働きやすい職場づくり」の丸1のところで、現状把握とあり、恐らく職員さんの働きがいか、やりがいか、あるいは帰属意識とか、〇〇さんも「チャレンジングなそういった目標を指標にしてもいいんじゃないか」とおっしゃられていることとも共通するのですけれども、こういったところが、もしも今まで見える化されていなかったというところがあれば、この機に現状把握として、データでもってして把握していくということが大事なと思います。

この中で、多様な人材、多様な働き方みたいなところで、何かしら追記していただくことがあるのかなと思うのですけれども、そのときの一つのヒントみたいなところは、人が減って行って職員さんも減っていくという中で、どうやって誰もが働きやすく、一人一人の多様性が生かされるような職場になるのかというところは、大事な視

点だと思っています。

その上で、一つの大事なキーワードは、多様性の受容ということかなと思っています。多様性が受け入れられているというところが大事かなと。それを阻害しているのは、無意識の偏見みたいなところも一つ大きいと思っています。よく今、アンコンシヤスバイアスと言われているのですけれども、例えば性別でいうと、女性はこういうことをやるべきだとか、男性はこうあるべきだとか。多様性が受け入れられる職場をちゃんとつくっていくんだ、それによって誰もが働きやすい職場をつくるんだというところが、ここの中にもう少し、あってもいいのかなというところは感想で入れさせていただきます。

以上です。

●事務局

ありがとうございます。

まず一つ目、EBPMの考え方とかというコメントを頂きましたけれども、これまでの議論の中で、職員、組織に関する部分についても数値目標を定めますというふうなお話、御提示させていただいた時点で、「EBPMに基づいてそういった数値目標をつくったほうがいいんじゃないですか」というコメントを〇〇委員からも頂きました。そういった部分も踏まえて、実際に取組項目としては、「現状把握」というふうな文章を入れさせていただいておりますけれども、必ず必要な部分だとは捉えております。達成したい状況とかそういったところは、数値目標、まず、どんな指標にするかというところが重要になってくるので、そこについては、まず現状把握からというところは当然考えております。

後半におっしゃった多様性を受容ということもヒントに、次回会議までに取り入れさせていただきます。ありがとうございます。

○委員

ありがとうございます。

○会長

ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

いずれにしても、来月で素案決定ということですので。これまでずっとやってきましたので、大きな修正というのはなかなか難しいと思いますけれども、ぜひ〇〇さんのコメントも、何とか反映させていただきたいなと思いますけれども。

ほかにございますでしょうか。

○委員

基本構想のほう。

○会長

よろしいですか。

●事務局

基本構想、質問とかになると、こちらはまだあまり勉強というか、ここに至るまでの背景とか、そこまで詳しくないので、この場でお答えするというのはかなり厳しいと思います、正直。すみません。

○委員

そうですね。

○会長

お願いします。

○委員

基本構想について、あくまでも参考資料ですので、あまりここをこうすべきだということを言う場ではないかなという気がするのですが、一言で、感想というか思ったという程度で、全然回答も要らないのですが。まず全体を通して意見を言わせていただくと、非常によく書き込んだ基本構想だというのが、まず一つ感想です。ちょっと分かりづらくなっている、書き込んでいるがゆえに重複感とかがあって分かりづらくなっているところもなくはないなと思うのですが、そういったネガティブな感想ではなく、全体を通して見ると非常に、通り一遍のじゃなく、割としっかり書いているなという気はします。

しっかり書いているところの一つの例として、7ページのところに「白井市の特性」というのがあって。よくあるパターンだと、7ページの人口推計とか財政推計を載せて終わりというようなケースが多いのに、そうじゃなくて、8ページ、9ページのところにそれぞれの、一種のテーマごとに白井市の現状を書いておられるというのは面白いなというふうに思います。

ただ、このページで、せつかくここまで書くのだったら、もう一言ぐらい入れたほうがよかったのになと思うところは、後ろのほうの環境の部分で、23ページとか24ページのところで、今後の重要なテーマ、例えば今は環境問題がすごく重要視されているとは思いますが、24ページのところで、「自然環境の保全と活用」というのがあって、下のほうに「併せて、ゼロカーボンの」というふうに書かれている。ここにつながっていくということを考えると、前のほうの8ページ、9ページの部分に、環境についての取組の現況が書かれてもよかったのではないかなというふうには感じました。

環境について書いている部分というのは、9ページの(7)の「都市とみどりの調和」というところに書かれているのですが、一番最初に、白井市は田園風景が広がって、非常にきれいな環境が残っていますよということが書かれているのだけれども、そういった土地柄だということは、それはそれで現況なので、後ろに書いているのはカーボンニュートラルの取組なので、例えば、本当はここに、カーボンニュートラルの取組は、現段階でよく進んでいるのか進んでいないのかとか、そういうのが本当はあったほうがよかったんじゃないかなという感想を持ったというところではありますけれども。これは別

に参考資料についてですので、特に結構かなと。

もう一つ、基本構想と行政経営指針を並べてみたときに、御説明いただいた中で、基本構想のところの27ページ、28ページ、29ページの「まちづくりの推進の考え方」という部分がより具体化したものとして行政経営指針がありますよというような説明だったかと思うのです。確かに、29ページのところの「補完性の原理」というキーワードが、こちらの行政経営指針のほうのところにつながってきていて、ページ数でいうと11ページのところをそれを受けているような形になっているのですけれども。この27ページのところは課題資源の共有であったり、分野横断での取組であったり、多様な主体との連携・協働というような、(1)、(2)、(3)という取組になっていて。例えばそういうような構成にはなっていないということもあって、27ページのところのまちづくりの推進の考え方というものをより具体化したものが行政経営指針ですよと言われたときに、そういうつながりというものがすぐ分かるかなというのは、並べてみた場合に気にはなったというところですね。

あともう一つ、すごく細かいことなのですが、10ページの基本方針のところ、そのところの下側の図の青いところに、「基本方針1」とあって、その下のほうに矢印が向いて、「基本方針2」、「基本方針3」が横に並んでいるのですけれども、その下に、またオレンジの「基本方針1を踏まえた取組」と書かれているけれども、このオレンジの部分の意味、これ、要らないんじゃないかなという気もして。あるのだったらあるで、何かそこに、「踏まえた取組」ということをあえて説明する必要があるのかどうか、もしくは前の文章で書いたほうがいいのかとかということ、ここにオレンジの部分があるのも、あまり意味がないような気もしたというところですね。

取りあえず、以上です。

○会 長

いかがでしょうか。

●事務局

ありがとうございます。

まず、まちづくりの推進の考え方と行政経営指針の関係で、先ほど私、冒頭の説明では、行政経営指針については、構想に定められたまちづくりの推進の考え方をより具体化したものですよというような趣旨の説明をしたのですけれども、行政経営指針と総合計画の策定が同じ時期に走っているというところもあって、具体化していますとは明示できないというふうには捉えています。イメージとして、まちづくりの推進の考え方を具体化したようなものという、割と抽象的な言い方になってしまうのですけれども、関係としてはそういうふうにあると、担当としては捉えているというものになります。

ある程度、前の第5次総合計画のまちづくりの進め方という考え方も持っていたのですけれども、そちらも行政経営指針とかなりリンクしているところにはなっていて、その

まちづくりの進め方を受け継いだ上で6次の総合計画が、恐らくつくられていると思うのです。6次の総合計画も同じような考え方、根本となる考え方というのは変わらなくて、それをバージョンアップ、マイナーチェンジさせているというような理解で私はいます。すみません、これは企画政策課の考え方ではないかもしれないのですけれども。

もともと第5次の総合計画と現在の行政経営指針は同じような考えに基づいて、まちづくりを実現していくというような考え方でつくっていました。この第2次の行政経営指針も今の行政経営指針を継承して、それをアップデートさせるというような考えを基に、この1年間、つくってきました。総合計画も同じような多分、理念を基にバージョンアップ、アップデートさせているので、完全にこれを具体化していますとは言えないまでも、かなりリンクしているというところの関係は変わらないので、イメージとしては、まちづくりの推進の考え方は、たった3ページなのですけれども、それをより具体化したものが行政経営指針というようなイメージで捉えていただければと思っております。

ただ、それを、これを具体化しましたとは書けない、完全にリンクするものではないので、イメージとしてはそういうものになります。そこは、明記するかどうかというのは、企画と調整した上で、どこまで考え方、今言った説明を文章に落とし込むかというのはあると思うのですけれども。あとは、補完とかと私、説明で言いましたけれども、ここにはない考え方というのもちらに入っていますので、そういったところで役割としては考えております。行政経営指針の役割は、そういうふうに捉えております。

あと、細かい話で、イメージ図の話でした。「基本方針1を踏まえて取り組む」という文章、行政経営指針の10ページのところだったと思うのですけれども。ここについては上の文章で、基本方針の役割を説明した文章を赤字で追記しております、今回。基本方針1というものが、「市民自治のまちづくりは、行政運営を持続可能なものとするための起点となる規範です」と、1、2、3とあるけれども、基本方針1は、少し上にある考え方ですというものを示しております。基本方針1を念頭に置いた上で、まちづくりにおける行政の役割を捉え直しながら、それに続く基本方針2、3に基づいて行政資源の活用・配分を行いますというような関係を説明しているのですけれども、それをイメージ図に落とし込んだときに、オレンジの部分、矢印の補足としてこの文言、「基本方針1を踏まえて取り組む」というふうに入れたつもりだったのですけれども、そこがちょっと分かりにくいとか、蛇足だというところであれば、入れなくてもいいのかなというところで、そこは検討させていただきます。「取組」という言葉が、今のイメージだと誤解を与えてしまうところなのかなというのも思ったのですが、どうでしょうか。

●事務局

ちょっと補足をさせていただきますと、先ほどの総合計画とのリンクの関係なのですけれども、実は第5次、これの前々ときには、総合計画が先に出来上がっていた後に行政経営指針をつくったということで、比較的そのリンクがダイレクトにつけやすかった

というところがあったのですけれども、今回は同時並行で進めてきたというところがございまして、書いている中身とか精神については変わらないのですけれども、表現の仕方が少し、それぞれの特徴が出ているというところがございまして。そこのリンクの表現の仕方については、先ほど担当が申し上げたように、少し工夫をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員

ありがとうございます。こちらの経営指針のほうの4ページのところに、まさに総合計画と今回の第2次行政経営指針との関係が一番基本的なところとして書かれていて、そこでは「総合計画の実現を下支え」というふうに書かれていて。これまでもずっとこういう言葉で通してきたかなと思うのですけれども、それに対して基本構想のほうは、26ページのところで、6つの目指すべきまち、そこの方向性が示されて、こういったまちを目指していく中でこれを推進していくためには、白井市だけでやるんじゃなくて、関係主体や企業も一緒になってやってきましょうねということで推進の、車の両輪になっているという形で、それを「まちづくりの推進の考え方」というふうに呼んでいて。内容は同じなのけれども、それを「総合計画の実現を下支え」というふうに経営指針のほうでは呼んでいるということだとは思っています。今、そういうふうに言ったけれども、これが普通に分かるのかと、普通の人がということで。並べてみるとそういった、今まさにおっしゃられたような、同じことを言っているのだけれども表現の仕方が違うような部分というのがあるなというところですね。

○会長

ありがとうございました。

○委員

さっきの10ページの図式、〇〇さんがおっしゃったところは、下の「基本方針1を踏まえて取り組む」を削って、矢印の意味がそういう意味ですよ。

○委員

そうです。

○委員

なので、矢印のところに「基本方針1を踏まえて取り組む」と書かれたら、多分良いのかなということですね。

●事務局

そうですね、そのほうがいいかもしれません。

○会長

確かに、ちょっと違和感がありますね。

●事務局

はい。もうちょっと分かりやすくします。

○会 長

この図の何番か分からないですけれども、10ページのね。

ほかにどうでしょうか。

これ、立派なものなのですが、何とか市民の方々にもちゃんと読んでもらいたいところですが、結構ボリュームありますから、なかなか読んでもらうのは難しいのですけれども。一、二枚の簡易版みたいなものとか、ホームページに1ページで、ぱっと読めるような。市民とかは読みますか、これは。どうですか。

〇〇さん、どうです。

○委 員

正直、引っ越してきたときに、5次の総合計画があるというのを知って、見ようと思ったのですが、いっぱいあったので、やめました。すみません。

○会 長

そうですね。せっかくいいものをつくったのですから、読んでもらわないと。何とか読んでもらう工夫というのですか、そういうのは何かあります。

●事務局

もちろんつくったからには、市民の方に発信していかなければいけないと思うので、この内容を簡潔にペーパー1枚にまとめたものだったりとか、あと、いろいろ広報のツールがありますけれども、全世帯に配っている広報ですとか、ホームページはもちろん、あとSNSの発信とかも、できる限りやった上で、読んでいただくような努力はしたいと思います。ありがとうございます。

○会 長

ぜひ、そこをお願いしたいですね。

ほか。どうぞ。

○委 員

市民に読んでもらうということで、そのためには市民の関心をどう高めていくかという部分がある。つい先日、総合計画策定のワークショップをしたのです。大体、五、六人ごとにテーブルに着いてもらって、そこでいろいろな協議、議論をしてもらってという中で、例えば、ある程度高齢の方なんか、会社もリタイアしたのだけれども、何らかの形で社会に貢献したいと。じゃあ、就職活動するかというと、それはあまりにも重いと。そうじゃなくて、週の1日か2日、自分の空いている時間を使いたいと。そのときに、例えば保育所などで、どうしても延長保育が急に必要になったと。でも保母さんはもう帰らないといけない。そういうときに、近くに住んでいる自分が1時間、2時間、ちょっと面倒見るぐらいのことだったらできるんじゃないかなみたいな。そういうような一種の、事前にそういう登録みたいなのがあって、そういうのができたら、わざわざハローワークに行

かなくたっていいんじゃないかというのがあって。でも、そういう活動がしてみたいのだけれども、どういうところに相談に行けばいいのか分からないという。

そういうときに、例えば、こちらの行政経営指針の中の11ページのところの家族とか近所とか、あなたは、この近所というところに属していて、自分で市民自治をやる担い手になれるのですよというようなことを示していくという意味でいうと、本当は重要な計画だと思うのですよ。特に今からの時代。これを具体化するために、そういう登録制度がありますよとか、そういうのが本当はあってもいいんじゃないかなという気はしますけれども、この延長線上として。

○委員

確かに、ここをこうしたいとか、市がよくなる活動を何かしたいと思っている人もいると思うのですけれども、私の周りだけかもしれないのですけれども、結構大きい市とか、都内から引っ越してきた人が多い印象なので、そんなに地域と関わって過ごしたことがないような人が多いと思っています。なので、実際に自分から、どういうふうにすればいいのですかとか、市役所にわざわざ聞くほどのことができる人は、あまりいないんじゃないかなと思っています。

あと、ちょっとずれちゃうのですけれども、この二つの総合計画と行政経営指針を見て、すごく今さらなのですけれども、小さくここに、15ページの「財源の確保」のところに丸3で「地域特性や強みを生かし、企業等の進出を誘導します」というのはあるのですけれども、市民の中から、もうちょっと働く、市内で起業してみたい、小さいけれどもお店をやってみたいとか、そういうのがあったら、それを支援しますとか、そういうのがどこかにあったらよかったかな、どこかに書けていたらよかったかなと。すみません、すごく今さらなのですけれども、思いました。

以上です。

○会長

ありがとうございました。とても重要なことだとは思いますが。

いかがでしょうか。

課長、どうぞ。

●事務局

御意見ありがとうございます。今頂いた御意見で、例えば起業の支援とか、それ自体は、今日見ていただいた基本構想、第6次総合計画の中の取組の中で、恐らく具体的な事業という形で示されてくると思います。基本構想の中の26ページ、御覧いただきますと、「6つの目指すまち」というのが示されております。これは将来像の実現に向けたまちづくりを進める上で目指すべき方向性ということで、この中に丸5番で「新しい産業が栄えるまち」という項目が一つ設けられております。こちら、分野を超えた連携などによって、新たな産業とともに発展するまちを目指しますということで、既存の産業が持続的に発展

しつつ、市の特性を生かした新しい産業の振興を推進するというところで、こういったところに、市民の方が起業をしたりとか、そういったところの支援なんかも、恐らく含まれてくるだろうというところで考えています。

○会 長

ありがとうございました。

〇〇委員、何かございますでしょうか。

○委 員

今の議論を聞いて、それこそですけれども、プロデュースを行政がこれからどうやってできるかというのが重要になってくるかなど。従来型だと、プラン立てて、今回の指針や基本構想やなんかもそうなのですけれども、プランは立てるのですけれども、市民の方々の意見というものを重要視して、せっかく先ほど御説明がありました六つがあるわけですから、あるいは協働ということですから、プロデュースして、市民の方々やなんかと白井市を盛り上げていくということをより具体化していく、あるいはそうしたことを広報していくとか、そういったことが必要になってくるんじゃないかなと思いますけれども。

私からは以上です。

○会 長

ありがとうございました。何か、事務、コメントありますか。まさにそのとおりだと思いますけれども。

●事務局

御意見ありがとうございます。今頂いた御意見というのはこれまでも意見として頂いていた、市の職員が地域にどう入っていくかというところにもつながってくるかと思えますので、まさに計画を立てるだけではなくて、それをどう実現していくか、市民とどう関わっていくかというのは、まさに現場主義ではないですけれども、そういった活動が職員に求められているところで、それはこれから、この行政経営指針なり総合計画が策定されていく中で、職員にも説明会を開くなど、対応していきたいなというところで考えております。ありがとうございます。

○会 長

ありがとうございます。

大体、意見は出たでしょうか。よろしいですか。ほぼ微調整の段階でしょうけれども。ないですね。

それでは、今日の議論を踏まえまして、次回会議までに修正できるところは、ぜひ修正していただきたいなと思います。修正した案をまた次回、御提示いただきたいと思います。

本日の議題は以上となっておりますが、委員の皆様、何かございますでしょうか。

〇〇さん、どうぞ。

○委員

さきほど〇〇さんがおっしゃったところが、26ページの基本構想のところ、新しい産業のところもそうなのですけれども、その1個上の「自ら学び育ちチャレンジできる」というところ、ここは、教育っぽいイメージかなとも捉えられるのですけれども、多分こういうところにおっしゃったようなチャレンジみたいなのところもあれば、より一人一人が地域の活性化につながる活動に挑戦できる仕組みづくりみたいになるのかなと思いました。

あと、さっきおっしゃっていただいた行政経営指針は、対市民の皆さんに向けてというところではあると思うのですけれども、一方で、財政運営の指標であったり、行政運営の規範を書いている指針であるわけなので、やっぱり職員の皆さん自身ができるだけというか、基本的には見ていただけるとすごくいいのかなと思っています。職員の皆さんにとっても大事な計画であって、職員皆さんが働くときの視点であったり、仕事をする上での指針のようなどころがあるのかなと思っていますので、そういった形でも行政経営の指針自体は位置づけて、進めていかれるのだろうなと思っています。

○会長

ありがとうございました。

では、その他、事務局から何か説明ございますでしょうか。

●事務局

最後に事務連絡になります。次回会議の予定なのですけれども、5月29日木曜日6時半から、また会場はここです。東庁舎101の会議室で開催することを予定しております。

議題につきましては、冒頭でも説明しましたがけれども、まだ御提示できていない数値目標の部分について提示した上で、議論をしていただきたいと考えております。その上で、素案の具体的な内容について修正した箇所についても、皆様から御意見を頂いた上で、決定という形でさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

今日は、事務局からは以上になります。

○会長

それでは、以上で本日の会議を終了といたします。皆様、夜遅くまでありがとうございました。お疲れさまでした。